

のそれぞれについて収集車1台当たり日数と台数に日数と台数を乗じている。
 収集車1台当たりのコストは、ウのみが他の1/2となっている。経年比較をし
 てみると、平成17・18年度と比べて、平成19年度は1割低くなっている。
 収集車1台当たりコストは、人件費・物件費・車両減価償却費の小計に一定
 割合の諸経費を加算し、消費税を加えて算出している。

②業者の見積り

平成17年度・平成18年度・平成19年度とも、1回目の見積りは予定価格以上
 であったため、2回目の見積りを行い、予定価格以下の価格で契約をしている。
 本業務の委託料の積算の考え方は前述したとおりで、諸経費等は一定率を乗じ
 て算定されており、詳細な内訳明細等を参照してまでは積算されていない。

今後は、業者に詳細な経費内訳の提出を求めめるなど、対価としての妥当性につ
 いて検討する必要がある。

(7) 再委託の状況について

金沢市一般廃棄物事業協同組合は、金沢市の一般廃棄物処理業者18社が結成し
 た協同組合であり、組合とその構成員である一般廃棄物処理業者は一体のもので
 ある。故に、家庭系一般廃棄物収集・運搬委託業務を、組合がその構成員に行わ
 せる行為は再委託に当たらないとの金沢市の解釈である。

なお、他都市においても、同方式による業務委託が行われており、環境省の見
 解も再委託ではないとしたうえで、委託者である市町村、協同組合及び実際に業
 務を実施する組合員が、各々の役割及び責任を明確にした上で三者契約を締結す
 ることが望ましいとしていることから、当該委託業務について確認したところ、
 三者契約が締結されており、再委託については問題がないと判断した。

(8) 事後評価の実施状況

経済性や効率性の観点からの詳細な事後評価までは特に実施されていない。

意見

家庭系一般廃棄物収集・運搬委託業務委託料の積算においては、業者に詳
 細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績
 報告書等に基づき事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反
 映させる必要がある。

(1) 委託業務の概要

当該委託業務は、各家庭から出されるごみを、各校下のごみステーションで収
 集し、各ごみの処理先である東・西クリーンセンター、東・西リサイクルプラザ、
 戸室リサイクルプラザへ運搬する業務である。

この収集・運搬業務については、市内全域において直営であったが、ごみの資
 源化に伴う分別収集の多様性から、平成11年度より民間に一部業務委託をしてい
 る。

この委託業務の受け皿として、金沢市の一般廃棄物処理業者18社による協同組
 合(事務局長兼専務理事が市職員OB)が結成され、業務委託が行われている。

(2) 業務委託理由について

委託の理由は、業務の効率化及び人件費等その他経費の節減である。

金沢市では、市直営収集にかかる経費と、業務委託収集にかかる経費とを比較
 すると、3割程度削減されており、業務委託理由は十分に達成されているとして
 いる。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

随意契約の理由は、「①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の委託基準を満
 たしているのは、市が一般廃棄物処理業の許可をしようとしている業者のみであること。
 ②委託業務が市内の広範囲に亘っていること及び一般廃棄物の発生量が多量であ
 ることから、個別許可業者のみでは収集車両に不足が生じること。③委託業務に
 あっては、日々滞りなく、衛生的に遂行することが求められ、収集車両の
 故障等の事故が起きた場合にも、業務遂行に支障をきたさないよう、許可業者が
 相互に連携し、共同して委託業務を遂行する必要があること」とされている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額と最終支出額との不用額4,970,000円が発生しており、既決更
 正により予算が減額されている。

(6) 対価としての妥当性について

①積算の考え方

- ア 10校下の燃やすごみ
- イ 燃やすごみの過積載分
- ウ 容器包装プラスチック収集分
- エ 職員削減分(金沢市の直営割合が減少し、その分委託割合が増加するた
め、毎年増大する)

12. 粗大ごみ等戸別収集受付センター業務委託

委託業務区分	
施設管理運営	
委託業務内容	
粗大ごみ等戸別収集受付センター業務	
業務委託理由別分類	
業務の効率化及び人件費等その他経費の節減	
款・項・目	
衛生費・清掃費・ごみ収集費	
担当課	
環境局リサイクル推進課	
委託料	
1. 当初予算計上額	
16,900,000円	
2. 最終支出額	
17,422,426円	
委託履行期間	
平成19年4月1日～平成20年3月31日	
委託事業開始時期	
平成15年度以前	
委託契約先名称	
株式会社NTT西日本ー北陸	
委託契約先分類	
営利法人	
契約方法	
随意契約	
随意契約理由とするもの	
契約の性質又は目的が競争入札に適しない	
特定の設備・機器、シエラ等を有する者と契約する場合	
契約期間	
平成19年4月より1年契約	
再委託の有無	
無	

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、循環型社会の形成に向けて、粗大ごみの発生抑制・再利用・再資源化を図るため、平成15年7月1日から粗大ごみ有料戸別収集を導入したもので、その内容は、ステーション収集していた粗大ごみの一部(80品目)を有料戸別収集に変更し、戸別収集受付センターで受付を一元化して、ごみ処理券方式で手数料を徴収することとしたものである。

具体的には、市民からの電話等による申し込みに基づき収集するごみについて、市民からの電話への懇切丁寧な対応、受付時間の短縮、事務の効率化及び正確な統計資料の作成を行うための収集予約受付業務の委託である。

平成15年度から平成19年度までの受付件数、委託料、一件当たりの委託料の推移は以下のとおりである。

年度	受付件数(件)	委託料(円)	一件当たりの委託料(円)
平成15年度	12,257	13,965,239	1,139
平成16年度	19,266	16,835,423	874
平成17年度	20,895	17,157,105	821
平成18年度	22,986	17,991,414	783
平成19年度	22,467	17,422,426	775

受付件数は、初年度は年度途中での実施であったため、それほど多くはないが、2年目以降は市民への周知により増加している。

それに伴って委託料も増加しているが、一件当たりの委託料は減少している。

(2) 業務委託理由について

この業務は、粗大ごみ有料戸別収集の導入に伴い、収集予約受付業務に市職員2～3名の増員が必要となることから委託化したもので、「業務の効率化及び人件費等その他経費の節減」につながっており、評価できる事例である。

(3) 契約内容について

「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」ということで「特定の設備・機器、シエラ等を有する者と契約する場合」として随意契約を実施している。

随意契約の理由は、「本業務は、市民が電話申し込みする粗大ごみ、臨時ごみ、犬猫等の死体処理の受付を一元化するため、新たに「戸別収集受付センター」を開設し、受付業務場所の提供、受付業務に必要な備品等(受付システムは別途)の整備を含めた受付業務を一括して委託するものである。本業務を実施するためには、①受付オペレーターには、本市のごみ収集システムに関する知識が不可欠で、専門の受付オペレーターを育成する研修システムがあること。②市民の利便性を考慮し、平日だけではなく、土日祝日(1月1日から3日を除く)について受付体制をとれること。③電話申し込みで受付し、受付システムによる受付・収集管理を行うため、電話通信事業に精通していること。④他都市での粗大ごみ等受付業務の実績を有することが必要であるから」である。

コールセンターがいくらかでもある時代であるから、競争入札の導入について検討する必要があると思われが、その際には、新たな業者への移行費用や住民サービスの下を招く恐れがあること等も勘案しなければならない。

(4) 入札について
該当なし

(5) 予算の正確性の検証

平成19年度は、受付件数が見込みより1,345件多かったため、当初予算計上額と最終支出額の不足差額522,426円が発生している。これについては、変更契約を交わし処理しており、手続き及び当初予算の正確性に問題はない。

(6) 対価としての妥当性について

平成19年度見積書(税抜き)から

月額基本料 690,000円

受付件数割 370円(一件当たり)

基本料は、センター運用費、PBX使用料、CTIインターフェース等費、システムサポート管理費、光熱費・雑費等、サーバーバイザー費用、サポート要員費用から成る。

平成18年度までは、月額基本料700,000円・受付件数割380円であったが、平成19年度には、それぞれ減額されている。

この減額については、月額基本料及び受付件数割の金額をそれぞれ精査した結果の減額であることだが、委託業務の対価が妥当かどうかの判断は難しい。

また、委託料の積算においては、当該業者からしか見積書を徴していないことから、複数業者から見積書を徴するとともに、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性について検討する必要がある。

(7) 再委託の状況について
該当なし

(8) 事後評価の実施状況
経済性や効率性の観点からの事後評価は特に実施していない。

意見

粗大ごみ等戸別収集受付センター業務委託料の積算においては、複数業者から見積りを徴するとともに、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討する必要がある。また、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。

13. 金沢城おまつり広場開催事業委託

委託業務区分	
その他の委託	
委託業務内容	
	「金沢百万石まつり」の特別協賛行事である「金沢城おまつり広場」の開催
業務委託理由別分類	
	知識・技術の高度化により直営による対応が困難
款・項・目	
	商工費・商工費・観光費
担当課	
	産業局観光交流課
委託料	
	1. 当初予算計上額
	12,000,000 円
	2. 最終支出額
	11,990,583 円
委託履行期間	
	平成19年4月25日～平成19年9月15日
委託事業開始時期	
	平成18年度
委託契約先名称	
	金沢城おまつり広場開催委員会
委託契約先分類	
	その他
契約方法	
	随意契約
随意契約理由とするもの	
	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	
	平成19年4月25日～平成19年9月15日
再委託の有無	
	有

(1) 委託業務の概要

金沢百万石まつりは、毎年6月に開催される市内最大のイベントであり、百万石行列の他、多彩な行事を開催している。主な行事は、金沢市と金沢商工会議所の他、市内の数多くの市民団体等で構成する百万石まつり実行委員会が主催している。さらに市民各層での祭りムードの高揚のため、民間団体等が企画し同実行委員会が承認したイベントも、百万石まつり特別協賛行事として開催されている。平成18年度には第55回の節目を迎えることから、平成17年度に、有識者や市民代表からなる「金沢百万石まつり活性化研究会」が組織され、金沢百万石まつり全体の見直しが議論された。

その結果、前田利家公入城にちなみだまつの性格をより高める方針が決まり、平成18年度には、百万石行列のコースが変更されて金沢城公園への入城が実現し、この見直しの一環として、特別協賛行事である「金沢城おまつり広場」も誕生した。

このイベントは、平成16～17年度に開催されていた「セントラルミュージックナイト」を基礎に、各世代が楽しめる雰囲気を活かしつつも、金沢城公園の歴史的特性を活かし、伝統芸能の披露を多く取り入れた内容に改編された。

金沢城おまつり広場開催事業委託仕様書においても、事業の方針及び内容を次のとおり掲げている。

(事業方針)

- ① 第56回金沢百万石まつりの特別協賛行事に相応しい企画とすること。
- ② 昨年度から実施した百万石まつりの見直し方針(前田利家公の金沢城入城を祝うまつりの明確化)に沿うこと。
- ③ 石川の四季観光キャンペーン実行委員会(石川県・金沢市)が主催する「金沢城・兼六園四季物語」の中の「初夏の段」と連携し、これに相応しい企画とすること。
- ④ 多様な世代の市民層が楽しめる企画とすること。
- ⑤ 第56回金沢百万石まつりと連携して観光客や市内宿泊客の増加が期待できる企画とすること。

(事業内容の概要)

日時	6月3日(日)午前11時～午後6時 (金沢百万石行列・入城祝祭及び踊り流しの翌日)
会場	金沢城公園二の丸広場他
内容	・ 利家公ゆかりの地かつ市中心部の魅力的な会場空間の活用 ・ 金沢地域の伝統芸能やミュージック・ダンスステージなど、幅広い世代が揃って楽しめる広場の開催 ・ 子どもたちが、楽しみながら金沢の歴史や伝統文化に親しむことができる企画を盛り込むこと。 備考 飲食等物販スペースを設けること。

契約の業務委託期間は4月25日から9月15日の5ヶ月に及んでおり、百万石行列入城祝祭の翌日である6月3日のイベント開催とその準備期間となっている。

(2) 業務委託理由について

担当課からは、「①市民各層の参画を前提とした事業であることから業務を委託し実行委員会との間で会場・出演者等の調整が必要であることから業務を委託している。」との回答を得た。

委託先は、このイベントを開催するために、関係者及び出演予定団体の代表者により組織された開催委員会であるが、イベント設置・催行事業者に対する再委託料が大半を占めている。

(3) 契約内容について

①委託契約書

金沢市と金沢城おまつり広場開催委員会との委託契約書、及び開催委員会と株式会社Aとの委託契約書共に、契約書タイトルが、業務委託請負契約書となっている。

契約内容を精査したところ、成果物に対する無過失責任としての瑕疵担保責任(民法第634条～640条)に関する条項は特に明記しておらず、契約の解除(第9条2項)、損害賠償規定(第10条)、第三者に対する損害賠償責任(第11条)を明記するのみである。また、業務内容は仕事の完成を約束する請負契約の類型よりは、「瑕疵担保責任を負わないが、事務処理に関し善良なる管理者の注意義務違反があったときは債務不履行責任を負う」準委任契約の類型に合致するものであった。

よって、金沢市と開催委員会との委託契約は、契約書の名称を変更する必要がある。

また、2つの契約書には、第三者に対する損害賠償責任に関する条項「乙は、委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。」がある。

ただし、金沢市と開催委員会との関係において、この条項は意味をなさないと考えられる。なぜなら、金沢市が設置した多くの実行委員会は、事業方針に関する意思決定を行うだけの会議体であるため、万一の場合、責任を負うことはできず、最終的には金沢市が責任を負うことになるからである。

②随意契約

随意契約の理由は、契約の性質又は目的が競争入札に適用しない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項2号)であり、特殊な技術やノウハウを有する者との契約を掲げているが、委託先である開催委員会そのものは「特殊な技術やノウハウを有する者」に該当するものではない。実際には、契約の目的が、外部の関係団体と協力・連携して行う必要がある業務のため、当該関係団体と共同して設立した実行委員会に委託する場合に該当している。

同開催委員会は、市民各層のまつりへの参画を促すため、毎年参加予定団体

によって構成された組織であり、委員については、百万石まつり実行委員会と調整を行いつつ、毎年の企画コンセプトに併せて変更が行われている。

下記に開催委員会組織図を示す。

金沢城おまつり広場開催委員会

委員会役職	所属及び役職	氏名
会長	金沢市観光会館(金沢歌劇座)館長	以下省略
委員	金沢商工会議所事務局長(第56回金沢百万石まつり実行委員会事務局次長)	
委員	金沢城・兼六園管理事務所長	
委員	金沢市レクリエーション協会会長	
委員	金沢市観光協会事務局長	
委員	金沢市子ども会連合会会長	
委員	兼六弓友会会長	
委員兼事務局長	金沢市産業局観光交流課長(第56回金沢百万石まつり実行委員会事務局次長)	
監事	金沢市会計課長	

(4) 入れについて
該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算額12,000,000円に対して決算額は11,990,583円、金沢市への返還金は9,417円である。

補正予算の編成はなく、概ね当初予算どおりの執行となっており、当初予算計上額は正確であるといえる。

また、預金通帳等を閲覧し、当該イベント(平成19年6月)に関する最終支出は、平成19年8月24日のイベント設置・催行事業者への支払いとなっており、年度末に予算を消化した事実がないことも併せて確認した。

(6) 対価としての妥当性について

下記に金沢城おまつり広場開催事業収支決算書を示す。

収入 単位：円

区分	当初予算	決算額	差引	内訳
金沢市委託料	12,000,000	12,000,000	0	

支出 単位：円

区分	当初予算	決算額	差引	内訳
舞台関係費	5,000,000	4,305,000	695,000	設営・催行業務
運営関係費	3,600,000	3,438,750	161,250	委託先：株式会社A
出演者関係費	1,000,000	1,160,250	△160,250	10,752,000
企画制作費	1,000,000	945,000	55,000	
警備業務	200,000	210,000	△10,000	
広報関係費(新 聞広告を除く)	1,000,000	693,000	307,000	
広報関係費(新 聞広告)	0	1,210,000	△1,210,000	広告出稿業務 委託先：株式会社B 210,000 委託先：株式会社C 1,000,000
その他事業	0	5,048	△5,048	
事務費	200,000	23,535	176,465	
小計	12,000,000	11,990,583	9,417	
金沢市への返還 金	0	9,417	△9,417	
計	12,000,000	12,000,000	0	

次に各費目別の内訳(要約)を示す。

①舞台関係費

区分	単価	数量	金額
ステージ運営費(階段、イントレ含む)	以下省略	以下省略	以下省略
テント設置費(PA、本部・救護・控室他)			
旗源平用ビニールゴザ			
看板、サイン関係費			
テーブル、パイプイス			
レンタル機材費			
運搬・設営・撤去費(ステージ備品関係含む)			
音響機材関係費(ポーター音響機材含む)			
音響スタッフ・オペレーター費			
発電機			
配線工事費			

②運営関係費

区分	単価	数量	金額
司会者	以下省略	以下省略	以下省略
運営ディレクター人件費			
アルバイトスタッフ人件費			
ステージ進行管理費			
スタンパリー、ガイドツアー関係費			
運営備品費(トランシーバー、トラメガ等)			
運営管理費(出演者交渉、調整・管理等含む)			
ゴミ処理費			
雑費			

③出演者関係費

区分	単価	数量	金額
出演費、謝礼金(県太鼓連盟、市民芸術村等)	以下省略	以下省略	以下省略
楽器運搬費(出演者用)			
出演者ケータリング費(弁当含む)			

④企画制作費

区分	単価	数量	金額
企画費、コーディネート費	以下省略	以下省略	以下省略
資料作成費(図面、進行台本等)			

⑤警備業務

区分	単価	数量	金額
警備スタッフ人件費	省略	省略	省略

⑥広報関係費(新聞広告を除く)

区分	単価	数量	金額
チラシデザイン、印刷費(デザイン料含む)	省略	省略	省略

以上の①～⑥までの各費用の総額は10,752,000円に上り、当該委託料の90%を占めている。

この費用はすべて、株式会社Aに対する1者随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号理由による)となっていた。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は、「契約の性質又は目的が競争入札に適用しない」場合である。決裁伺書を閲覧したところ、随意契約理由として「上記業者は、百万石まつり実行委員会が開催する入城祝祭の企画及び催行を委託しており、同祭との連携によるまつり企画の一体性の向上、さらに舞台設営面での

経費節減が期待でき」と記載されている。
次に、個別費用に関する積算資料について質問したが、個別に積算した資料はなく、前年度の決算額を参考に担当課が調整することであった。
一方、内訳には、再委託されているお祭り広場設営・催行業務費用の中に、「運営備品費」とされる内訳品目が記載されている。

再委託先からの請求内容の詳細については、不明であるが、本来委託料とは役務の提供に係る費用のみであるから、購入備品等の類は含まれてはならない。
再委託することによって、再委託先が請求してくる諸経費の中にこれらの購入備品等が含まれていたとしても、これらの購入備品は再委託先の所有物であり、開催委員会が購入し所有するためではないため、直ちに違法な支出とはいえないものであるが、購入対価の妥当性について検証が必要である。再委託に関する随意契約理由として舞台設営面での経費節減効果を記載する以上、これらの備品等の購入詳細及び管理方法についても開催委員会にはモニタリングしなければならぬ。

(7) 再委託の状況について

金沢城おまつり広場開催委員会は、金沢市委託業務のうち、金沢城おまつり広場設営・催行業務を株式会社Aへ再委託しており、業務委託請負契約書を交わしている。

委託業務名	金沢城おまつり広場設営・催行業務
委託期間	平成19年5月15日～平成19年7月15日
委託金額	10,752,000円

同社に対しては、前年度に引き続き随意契約により再委託がなされている。
しかし、金沢市と開催委員会との委託契約書には、一括再委託の禁止条項が存在しているが、委託料総額11,990,583円のうち株式会社Aに対する再委託料は、10,752,000円と90%を占めており、当該契約は一括再委託に限りなく近いものといえる。

また、随意契約理由は、「上記業者は、百万石まつり実行委員会が開催する入城祝祭の企画及び催行を受託しており、同祭との連携によるまつり企画の一体性の向上、さらに舞台設営面での経費節減が期待でき」と記載されているが、同社への再委託による経費節減効果までは検証されていない。

ただし、平成17年度に決めた百万石まつり全体の見直し方針に照らせば、これらの経費執行はやむを得ない面もある。なぜならば、百万石行列入城祝祭の翌日に金沢城おまつり広場を開催する計画に起因しているからである。午後7時に終了する入城祝祭の後で、野外ステージを解体し別の設営業者が設営を行えば、夜間作業となり安全性に問題がある。また、解体と設営の費用が2度必要になる。
また、百万石行列は、名実共に市内最大のイベントであり、これと併せた翌日のイベントの一括請負を発注するに当たり、石川県内で、イベント業務管理責任者(団法人日本イベント産業振興協会)の有資格社員が最も多く、同種の規模での業務実績を豊富に有するのは同社しか見当たらないからである。

(8) 事後評価の実施状況

平成19年度事業は2年次目ということで見直しはしていない。
開催委員会に対して委託する業務の範囲、発注の単位、発注方法、単価等の見直しと効果の検証は、参加者数の把握のみにとどまり、再委託した業務についての費用効果に関するモニタリングまでは実施されていない。

事業方針として「観光客や市内宿泊客の増加が期待できる企画」を掲げているにもかかわらず、当該イベント参加者人数については、大雑把な把握しかしていない。概算の来場者数は、18年度が15,000人、19年度が18,000人となっており、大半は市内及び近郊在住者であると思われるが、うち一定数は観光客であったと想定される。

百万石まつりと関連行事について見直しを行ったとはいえず、引き続き市民の理解を得なければならず、金沢城おまつり広場開催事業の費用と効果について、より一層の情報公開していくことが必要である。

意見

金沢城おまつり広場開催事業については、市民への説明責任を果たす観点から、費用と効果について、より一層の情報の公開に努める必要がある。

また、当該事業委託仕様書には、連携すべき実行委員会として、石川の四季観光キャパシティ実行委員会(県・市)、及び第56回金沢百万石まつり実行委員会(金沢商工会議所)が挙げられている。

第56回金沢百万石まつり実行委員会に対しては、負担金として市からの4,900万円の支出もある。

3つの実行委員会が行う事業の主たる目的は異なるとはいえ、金沢市中心部の賑わい創出や観光客及び宿泊客の誘致については、目的が共通していると考えられる。そして、これら3つの実行委員会は各業務仕様書の段階において連携や協議を求められている。

本来、実行委員会とは、単一の組織では実現し難い政策を実施するために、縦割り行政の壁を取り払って組織されるべきものである。

特に、金沢城おまつり広場開催委員会と百万石まつり実行委員会とは、最終目的が同一であるため、経費節減の観点からも、関係機関と協議して、組織間の壁を取り払い、整理統合等を検討しなければならぬと思われる。

意見

金沢城おまつり広場開催委員会と百万石まつり実行委員会とは、目的が同一であることから、関係機関と協議のうえ、整理統合等について検討する必要がある。

14. 金沢市内川第2建設発生土処理施設の管理運営業務及び手数料徴収事務の委託

委託業務区分	
施設管理運営	
委託業務内容	金沢市の公共工事現場で発生した残土の処理施設の管理運営と手数料徴収事務委託
業務委託理由別分類	
業務の効率化及び人件費等その他経費の節減	
款・項・目	
土木費・土木管理費・土木総務費	
担当課	都市整備局土木部技術管理課
委託料	
1. 当初予算計上額	36,660,000 円
2. 最終支出額	48,919,500 円
委託履行期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
委託事業開始時期	平成14年度より
委託契約先名称	金沢建設業協同組合
委託契約先分類	その他の公益法人
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約 契約期間
平成19年4月より1年契約	
再委託の有無	有

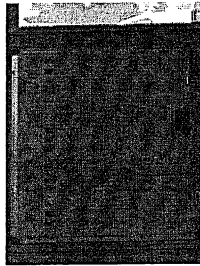
(1) 委託業務の概要

金沢市の各部署で施行する公共工事で発生する残土の処理施設の管理運営委託であるが、当該施設そのものは金沢市の所有地(山間地)となっている。

当該施設のための用地取得は平成14年度までに終了しており、実施設計測量等費用を含む用地取得総額は約101,000千円に上る。

山間地への残土処分であるため、傾斜地のがけ崩れ防止等、施設整備に関して万全の安全対策をとらねばならない事業である。

金沢市の公共工事の各現場で発生した残土はトラックで運搬、廃棄処分されるが、運搬は各現場の土木業者が請け負っており、金沢建設業協同組合への委託業務は、施設(処分地)の整備・保全と各残土搬入業者に対する使用料の徴収及び金沢市への納付、報告等の事務である。



なお、当該委託業務は当初から金沢建設業協同組合への1者随意契約となっており、上記契約は、金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例第14条に基づくものである。

以下金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例抜粋(趣旨)

第1条 この条例は、本市が公共建設工事に係る建設発生土の適正な利用を図るために設置する当該建設発生土を処理するための施設の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第7条 市長は搬入事業者が建設発生土処理施設に搬入する建設発生土の処理に関し、当該搬入事業者から手数料を徴収する。

2 手数料の額は、建設発生土処理施設に搬入する建設発生土1立方メートルにつき800円とする。

4 手数料の算定の基礎となる建設発生土の数量は、市長の認定するところによる。

<参考>

手数料の算定は内川第2建設発生土処理施設の受入可能土量77万㎡に対する毎年の総経費(用地取得総額、工事費、押土費、運営費ほか)から用地買収額を控除した1㎡当たりの単価として計算されている。

平成20年度単価計算式 (695,999千円-78,745千円)÷77万㎡≒800円
なお、平成23年度には当該施設は上記受入可能土量に達する予定である。

(管理の委託)

第14条 建設発生生土処理施設の管理を金沢建設業協同組合に委託することができる。

建設発生生土処理施設に建設発生生土を搬入することができる者は、本市等と公共建設工事に係る請負契約を締結している者(第5条)であり、建設発生生土処理施設に建設発生生土を搬入しようとする者は当該建設発生生土の搬入について、市長の定めるところにより、その承認を受けなければならない(第6条)とされている。

次に手数料の徴収事務の作業手順と役割分担をまとめると以下のようになる。

金沢市技術管理課		金沢建設業協同組合	
各担当課より新規・変更の計画書が届き次第、搬入ルート割り振りを決め、計画書を添付のうえ組合へ連絡する。	↑	建設発生生土搬入承認申請書(業者からの組合理事長宛申込書)と計画書を照合する	↓
		建設発生生土搬入承認書(組合理事長から業者宛)を発行し建設発生生土搬入伝票3枚複写(第1葉(控)、第2葉(納品書)、第3葉(受領書))とプレートを搬入業者へ渡す。	↓
		残土搬入	↓
		現場事務所に常駐している組合の管理人はトラックの運転手から建設発生生土搬入伝票3枚複写の第1葉(控)、第2葉(納品書)を受取り、第3葉(受領書)に押印して返却する。 管理人は週単位で伝票を取りまとめ、組合事務所に届ける。 伝票は組合事務所で事務局長と事務担当者がチェックしている。	↓

搬入終了後、搬入業者は搬入完了届を組合へ提出すると共に、未使用の建設発生生土搬入伝票3枚複写(第1葉(控)、第2葉(納品書)、第3葉(受領書))とプレートを返還する。	↓	組合の調定簿を作成し、納入通知書を業者へ送付する。	↓
		毎月月上旬に組合の調定簿のコピーと使用済建設発生生土搬入伝票3枚複写(第1葉(控)、第2葉(納品書))を金沢市技術管理課へ送付する。 なお、未使用の建設発生生土搬入伝票3枚複写(第1葉(控)、第2葉(納品書)、第3葉(受領書))は、金沢市へ返却せずに組合で再利用している。	↓
		組合作成の調定簿と月次集計表に對して、伝票枚数、搬入量、業者名、金額、合計を突合確認している。	↓
		金沢市収入調定簿兼収入原簿を作成する。	↓
		毎月12~15日頃に会計課からの入金実績を確認する	↓
		毎月10日までに、全納入を確認、組合の調定簿に入金額を記入、収入額確認欄に押印のうえ調定簿をコピーして、技術管理課へ送付する。	↓
		毎月10日ごろ金沢市の口座へ入金手続を取る。	↓

(2) 業務委託理由について

業務委託の理由は、業務の効率化及び人件費等その他経費の節減と回答している。
手数料の徴収と納付事務に係る整理員1名、事務員1名、計2名の人件費(管理運営・手数料徴収業務委託料)及び押土及び施設保全整備業務委託料は、石川県土木部積算基準書に基づいて計算されているものであるが、土木業者への再委

託によって、金沢建設業協同組合に再委託差益が生じている。
 ます、金沢建設業協同組合決算書の要約を示す。

単位：千円	
建設発生土処理受託収入	48,919
建設発生土処理委託費	39,154
粗利益	9,765

次に、金沢建設業協同組合の建設発生土受託収入にかかる粗利益9,765千円のうち、再委託によって生じた部分の分析結果を示す。

(下記(6)対価としての妥当性について より)

単位：円			
A	①+②	管理運営手数料徴収業務委託計	7,030,000
	×1.05	税込管理運営手数料徴収業務委託計	7,381,500
B	③+④	押土及び施設保全整備業務委託計	39,560,000
	×1.05	税込押土及び施設保全整備業務委託計	41,538,000

A業務とB業務の合計が協同組合の金沢市からの受託料収入48,919千円であるが、協同組合は上記業務のうちB業務を傘下の建設会社へ再委託しており、その再委託費用総額が、要約決算書の建設発生土処理委託費39,154千円である。

したがって、上記表よりB業務の税込押土及び施設保全整備業務委託計41,538千円ー建設発生土処理委託費39,154千円=2,384千円の再委託差益が生じていることが読み取れる。このことは、後述する「(6)対価としての妥当性について」で見ると意図する。

(3) 契約内容について

① 委託契約書

(委託業務の処理方法)

第7条 乙は委託業務を処理するに当たっては、金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例、金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則、金沢市財務規則、金沢市契約規則その他関係法令及びこの契約に定めるもののほか、甲が別に定める業務取扱要領を遵守し、施設設置の目的が効果的に達成できるように努めなければならない。

(委託施設等の管理)

第9条 乙は、甲が乙に管理を委託する施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(第三者に対する損害賠償責任)

第15条 委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、乙は一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

しかしながら、当該契約書の内容を精査したが準委任契約を超えるものではない。 (当該業務に関する契約の内容は請負契約とはなっていない)

したがって、第三者に損害を与えたとき以外に何かあった場合の最終責任は金沢市が全面的に負うこととなる。

このため、請負契約として契約内容を見直したうえで、契約書に受託者が最終責任を負う旨を明記する必要がある。

② 随意契約理由について

委託先である金沢建設業協同組合とは、組合員の行う建設工事等に係る「循環型社会を形成する活動の一環として建設発生土の共同処理ならびに建設工事等の共同受注回転の事業活動を促進し、以て組合員の経済活動を促進する」ことを目的に新たに設立された公的法人である。(組合設立趣意書より)

平成13年5月に認可を受けた、中小企業等協同組合法に基づき設立された法人で、平成19年4月現在の組合員は131社を数える。

当該業務(管理運営及び手数料の徴収事務)は、平成14年度から当該協同組合へ委託されているため、当該業務委託のために新たに設立された法人であるともいえる。

当該協同組合の理事長以下役員は、すべて加盟組合員企業の社長等で構成されており無給であり、事務局長及び専務理事、常務理事は金沢市職員OBであり、前職は元土木部等に所属した技術系幹部職員である。

当初(平成14年度)から、当該協同組合への1者随意契約とした理由については、起案書では「総合的な管理運営が可能な団体であるため」としている。

さらに、「土砂崩れ等の何か重大な事故があった場合に、責任を取れるのは、企業の連合である協同組合としている」との理由もあることであるが、前述したとおり、当該業務に関する契約の内容は請負契約とはなっており、廃棄施設での土砂崩れ等の事故などがあつた場合等の最終責任は金沢市にある。

また、市の説明では、建設発生土の搬入量の変動が大きいことから当該契約は概算払で年数回に分けて支払いする形で経理しており、この形態での契約においては、競争原理が働かないため入札は不適であり、見積りの徴収、予定価格の調製はそぐわないことになるので、1者を指定しての随意契約とせざるを得ないとのことである。

当該委託業務の1者随意契約については、条例において建設発生土処理施設の管理を当該協同組合に委託することができている旨(14条)を定めているものの、随意契約を継続することについては、もう一度精査し、他により的確な者がいないか再考することも必要と考えられるが、毎日発生する大量の建設発生土を処理しなければならぬ現状を考慮すれば、現実的には現在のやり方を継続するしかないという事情は理解できる。

③ 使用料の徴収について

未使用の建設発生土搬入伝票は、3枚複写で第1葉(控)、第2葉(納品書)、第

3葉(受領書)であり、金沢市へ返却せずに組合で再利用しているということであるが、回収金額の網羅性を担保するためには、未使用伝票の回収管理を実施すべきである。

当該搬入伝票については、金沢市は使用済伝票を組合から回収しそれを入金実績と突合しているだけである。

建設発生土搬入伝票の印刷から発注、廃棄処分まで、すべて組合任せとなっており、組合による未使用伝票の棚卸への立会等もしていないため、組合が未使用伝票の棚卸をしているかどうかさえ不明である。

伝票使用枚数と収入金額の検証だけでは、回収金額の網羅性は担保できない。伝票印刷業者から受入後、受払簿による管理を実施していなければ、発行枚数自体が正しいかどうかの検証はできていないわけであり、受払簿による管理と定期的な実地棚卸を実施すべきと考ええる。

指摘事項

内川第2建設発生土処理施設の手数料徴収事務における建設発生土搬入伝票については、受払簿による管理と定期的な実地棚卸を実施する必要がある。

(4) 入札について
該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算と最終支出額に差異がある。
増額は12,348千円で12月と3月に補正予算要求し、最終的な不足分は既決内執行となっている。

変更理由は搬入土量の増加(57,000㎡から76,700㎡への増加)に伴う押土業務及び施設整備業務委託料の増額である。

上記については、当該業務委託に関する一部変更契約書及び金沢市都市整備局土木部技術管理課発行の変更委託設計書を閲覧し、本工事費及び付帯工事費内訳書を手入閲覧し検討した結果、増額分に関する積算等は適正に算定されており特に問題はなかった。

増額理由は、搬入土量の増加による押土業務委託料の増額と仮設調整池築造に伴う施設整備業務委託料の増額である。

このうち仮設調整池築造は、夏の大雨災害発生に対処するためのもので、当初予算策定時には読みきれなかったものであり、当初予算計上でできなかったことについての問題は無い。

一方、搬入土量の増加による変更については、発生残土の量を当初予算段階では、読みきれないとして概算計上しているためであるが、ゼロエミッション社会

を表現する観点からは、計画段階から、建設発生土抑制制に対する取組の徹底や、建設発生土の現場内利用、工事間流用等を積極的に努めなければならぬところである。

しかし、建設発生土の発生量は工事現場で工事に取り掛かって、はじめてその量がわかるものが多く、これも想定不能な発生量といえる。

発生量の減少を図るための予算計上段階でどれぐら量の建設発生土が発生するかは正確な見積りはしており、予算計上についても問題はなかった。

(6) 対価としての妥当性について

予定価格は、都市整備局土木部技術管理課作成の平成19年度委託設計書に基づいたものである。

以下は平成19年度変更後(搬入土量57,000㎡から76,700㎡への変更後)の委託設計書より要約

項目別内訳	単位：円
① 管理運営業務	4,490,000
② 手数料徴収事務	2,540,000
①+② 管理運営手数料徴収業務委託計	7,030,000
③ 押土業務	27,740,000
④ 施設整備業務	11,820,000
③+④ 押土及び施設保全整備業務委託計	39,560,000
税抜合計	46,590,000
消費税	2,329,500
合計	48,919,500

①管理運営業務の明細を示す				単位：円
直接人件費				3,427,200
直接経費				316,512
直接費計				3,743,712
諸経費				746,288
合計				4,490,000

(注)直接経費は交通費等であるが事務員人件費の5%、整理員人件費の11%として計算されている。

また、諸経費は直接費の20%以内として計算されている。

人件費の内訳は申請受付・伝票発行業務事務員1/3名と現場管理整理員1名分であり、内訳は下記のとおりである。

職種	種別	数量	単価	金額	摘要
事務員	一般勤務	12月	84,000	1,008,000	⑩10,500×24日×1/3
整理員	一般勤務	12月	201,600	2,419,200	⑧8,400×24日
計				3,427,200	

次に②手数料徴収事務の明細を示す

単位：円	
直接人件費	2,016,000
直接経費	100,800
直接費計	2,116,800
諸経費	423,200
合計	2,540,000

(注)直接経費は交通費等であるが事務員人件費の5%として、諸経費は直接費の20%以内として計算されている。

人件費の内訳は手数料徴収事務に係る事務員2/3名分であり、内訳は下記のとおりである。

工種	種別	数量	単価	金額	摘要
事務員	一般勤務	12月	168,000	2,016,000	@10,500×24日×2/3

次に、押土業務と施設整備業務であるが、建設発生土処理施設押土業務は本工事費として、建設発生土処理施設整備業務は付帯工事費として、これも、石川県土木積算基準書に基づいてそれぞれ、費目、工種、種別、細別、規格別に数量、単価どおりに計算された結果、下記のとおりとなっている。

単位：円		
③	押土業務	27,740,000
④	施設整備業務	11,820,000
③+④	押土及び施設保全整備業務委託計	39,560,000

本工事費・付帯工事費共に、純工事原価に31.47%をかけた現場管理費と純工事原価と現場管理費の合計である工事原価12.19%に消費税を乗じたものに0.04%を足したものを乗じた一般管理費を合計したのとなっている。

その結果として下記税込み金額がそれぞれの委託業務にかかる金沢建設業協同組合の受託料収入となっている。

単位：円		
①+②	管理運営手数料徴収業務委託計	7,030,000
×1.05	税込管理運営手数料徴収業務委託計	7,381,500
③+④	押土及び施設保全整備業務委託計	39,560,000
×1.05	税込押土及び施設保全整備業務委託計	41,538,000

本委託業務の随意契約において、予定価格と契約価格が同一であるのは、金沢市の積算価額と委託先から徴収する見積価額が同一の単価に基づいているからである。

担当課は対価としての妥当性を検討するため、前述した再委託差益のことも含め、受託者の再委託原価の検証を実施すべきと考える。

意見

内川第2建設発生土処理施設管理運営業務等の委託料の積算においては、受託者の再委託原価の検証を実施するなど、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌以降の予算計上等に反映させる必要がある。

(7) 再委託の状況について

金沢市内川第2建設発生土処理施設の管理運営業務及び手数料徴収事務の委託に関する契約第14条では、「乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に再委託してはならない。但し、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。」とされている。

委託業務のうち、残土処分施設における押土業務と施設整備業務は金沢建設業協同組合加盟の土木工事会社1社が施工しており、平成19年度委託料支出実績額48,919,500円のうち41,538,000円と約85%は再委託されていることになる。

しかし、市はこれを再委託とは見ておらず、承認に関する手続きは取られていない。市の見解は、「金沢建設業協同組合は市内の建設業者が出資して設立した団体であり、組合とその構成員である各建設・土木工事会社は一体のものである。したがって、金沢建設業協同組合がその委託された業務の一部を全くの部外者であるものに委託したならばそれは再委託であろうが、その構成員である企業が施工しても、それは再委託とはならない」というものである。

受託者は業務を適正に履行する能力があると認められたからこそ当該業務を委託されたわけであり、委託料の85%に相当する業務を傘下の土木業者へ再委託するくらいであれば、再委託先の土木業者と市が直接契約したほうが効率的であり、全体の経費削減にもつながるはずである。しかしながら、搬入土砂を野積みにしていけば崩落することは明らかで、押土業務や施設整備業務をこまめに行う必要があることから、本来はその作業についてその都度設計して契約するのが本筋であるが、逆に効率が失われ、人件費を含めてより以上の経費増となることから、主たる業務に従属する業務は、金沢市は再委託を許容していることから、契約書に従い再委託を承認する手続きを行う必要がある。

指摘事項

内川第2建設発生土処理施設の管理運営業務等の委託においては、受託者の再委託業務について、適正に承認手続きを行う必要がある。

15. 「金沢・世界工芸フォーラム」開催準備委託

委託業務区分	
その他の委託	
委託業務内容	
「金沢・世界工芸フォーラム」開催に向けた、各種視察及び調査等の準備委託	
業務委託理由別分類	
知識・技術の高度化により直営による対応が困難	
款・項・目	
教育費・社会教育費・美術館費	
担当課	
都市政策局文化交流部文化政策課	
委託料	
1. 当初予算計上額	
5,000,000円	
2. 最終支出額	
1,283,953円	
委託履行期間	
平成19年4月1日～平成20年3月31日	
委託事業開始時期	
平成9年度	
委託契約先名称	
財団法人金沢芸術創造財団	
委託契約先分類	
金沢市の外郭団体	
契約方法	
随意契約	
随意契約理由とするもの	
契約の性質又は目的が競争入札に適用しない	
特定の設備・機器・シエアー等を有する者と契約する場合	
契約期間	
平成19年4月より1年契約	
再委託の有無	
無	

(8) 事後評価の実施状況

当該事業の完了検査の実施については、現場でヒアリング、チェックシートによる検査を実施すると共に成果品の検収を実施し業務完了報告書の提出を受けている。

しかし、平成15年度以降、外部委託する業務の範囲、発注の単位、発注方法等は見直しされておらず、単価を見直しただけである。

なお、将来的な対策案について、監査人の提案として記載するが、建設残土を大量に発生するよう下水道工事や道路工事、公共の建物の建設などといった土木工事などは、環境対策の観点からは、徹底的に抑制しなければならぬという考え方もある。

また、一般廃棄物や産業廃棄物に対する法規制の強化によって、残土に一般廃棄物の焼却灰や産業廃棄物を混合した「残土」を、適法に埋立処分するケースが急増するようになっていること、自然景観に対する保全意識の高まりなどから、「残土処分」への法規制のニーズも高まってきている等の報道も見聞きする。

しかし、下水道工事や道路工事、公共の建物の建設などといった土木工事を全く行わないというのは、非現実的であり、下水道施設や道路の整備が不十分な地域で生活する市民にとっては、公共事業による生活基盤の整備こそが、最も待ち望まれているものでもある。

金沢市が金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例を設置し、自らが行う公共建設工事から発生させた建設残土を、自前の施設において、自らの責任で処分しようとする姿勢は評価できるものであるが、当該施設の管理委託については手数料の徴収事務委託と施設の管理運営委託は分離したうえで、将来的には後者については公募やプロポーザル方式等の方法によって、共同企業体等への委託を検討してはどうか。

(1) 委託業務の概要

「金沢・世界工芸フォーラム」の前身は、平成元年に、金沢市政100周年を記念して金沢市工芸協会が金沢市とともに開催委員会を組織して行った「金沢工芸大賞コンペティション」である。

「金沢工芸大賞コンペティション」は、その後2年毎に開催されていたが、平成9年より、公募対象を世界に広げ開催することとして「世界工芸コンペティション」と名称変更されており、平成15年からは、世界工芸都市宣言を記念して平成9年より2年毎に開催されていた「世界工芸都市会議・金沢」と発展的に一本化され、現在の「金沢・世界工芸フォーラム」として開催されている。

当該委託業務は、開催委員会の開催準備に対する委託であり、本来、2年毎に開催されている「金沢・世界工芸フォーラム」の開催準備は、平成18年度に実施されるはずであったが、「金沢・世界工芸フォーラム」の開催を延期し、開催内容等については見直しを実施することとしたことから、平成18年度は不執行となり、平成19年度に当該業務委託を行ったものである。

なお、当該委託業務の担当課は元々産業局商業振興課であったが、その後金沢21世紀美術館建設事務局を経て、平成19年度においては都市政策局文化交流部文化政策課が担当している。さらに、平成20年度からは産業局伝統工芸産業振興室に担当が変更となり、現在は金沢市工芸協会・金沢21世紀美術館・伝統工芸産業振興室の3者協議により企画立案を進行中で、平成22年度より「金沢・世界工芸トリエンナーレ」として3年毎に開催することが予定されている。

(2) 業務委託理由について

知識・技術の高度化により、直営での対応が困難なため。

(3) 契約内容について

①委託契約書

委託契約書に仕様書として添付されている「金沢・世界工芸フォーラム」事業計画によれば下記のとおりである。

トリエンナーレ開催となる次回平成20年開催の「金沢・世界工芸フォーラム」の開催に向け、企画内容の検討及び国内外の調査を実施。
開催時期及び内容等：平成19年度次回開催に向けた企画内容の立案 平成20年度開催
実施組織：金沢・世界工芸フォーラム開催委員会

なお、「金沢・世界工芸フォーラム」は、前述したとおり、平成22年度から「金沢・世界工芸トリエンナーレ」として開催される予定であり、上記の事業計画とは結果的に一致していない。

②随意契約

事業の性格上、委託先は事業開始当初から開催委員会、その後は外部団体に対して継続して1者随意契約が行われている。

随意契約の理由は、「芸術文化創造事業を企画・運営するスタッフ、ノウハウを有し、また類似業務であるホール自主事業等も長年にわたり適正に執行しているなど、他に本事業を適正且つ効率的に執行できる団体が見あたらないため、随意契約するもの。」となっている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

まず、当初予算と最終支出額に無視できないほどの大きな差異がある。平成19年度「金沢・世界工芸フォーラム」開催準備収支精算書は下記のとおりである。

区分	項目	予算額	決算額
収入	金沢市委託料	5,000,000	1,283,953
	合計	5,000,000	1,283,953
支出	旅費交通費	2,800,000	1,078,678
	委託料	2,000,000	99,750
	使用料及び賃借料	200,000	
	その他経費		105,525
	合計	5,000,000	1,283,953

単位：円

予算額に対して決算額が大幅に減少したのは、当初は国内外も含めた調査を予定していたが、参加人数の関係もあり国内調査に重点化され、現地視察と会議だけが行われたためである。

当該視察には、金沢市工芸協会理事長及び金沢21世紀美術館館長など計14名が参加して、平成20年3月27日(木)～28日(金)にかけて実施されており、現代美術と伝統工芸の結びつきや現代美術への理解を深めるため、香川県直島を視察し、島と美術、美術と島の人々との相互関係について開設当時から携わっている学芸員等から話を聞いている。

また、第1回会議が同年3月31日(月)に金沢21世紀美術館会議室において開催され、今後の方針について、

- ①「金沢・世界工芸フォーラム」開催に向け基本方針となるテーマの設定
- ②金沢市工芸協会、金沢21世紀美術館、金沢市ものづくり政策課が連携して構想を組み立てる。
- ③構成員を中心として複数のスタッフが参画しフォーラムに向け準備を行う

16. 「e A T 金沢」開催事業委託

委託業務区分	各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容	エレクトロニクシアートの第一人者を金沢の地に集め、伝統文化の中に最先端の技術や芸術を取り込んでいくことで、新たな芸術、文化、産業を創造し、それを担っていく人材を育成する。
業務委託理由別分類	知識・技術の高度化により直営による対応が困難
款・項・目	商工費・商工費・工業振興費
担当課	産業局ものづくり政策課
委託料	
1. 当初予算計上額	27,000,000 円
2. 最終支出額	26,990,407 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	イー・エー・エー・エー実行委員会
イー・エー・エー・エー実行委員会	
委託契約先分類	その他
その他	
契約方法	随意契約
随意契約	随意契約の理由とするもの
随意契約の理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
随意契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約	
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
平成 19 年 4 月より 1 年契約	
再委託の有無	有
再委託の有無	

こと。

等が話し合われている。

当該委託業務は、前述したとおり平成 18 年度には不執行となっており、平成 19 年度は予算額と大幅に乖離した決算額であったことから、当初の予算計上額が正しかったのかは疑問であり、前例踏襲による予算計上を否定できない。

(6) 対価としての妥当性について

担当課の変遷が激しく、業務の内容からも、担当課は委託先の見積書を見て対価としての妥当性を検討する方法しかないが、金沢市契約規則第 24 条第 2 項により、見積書を徴することが不適当なものであるとして、見積書の徴収を省略している。したがって、対価としての妥当性を検証していないため、次期以降の予算に反映する仕組みにはなっていない。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

業務完了報告書の提出を受けているが、平成 19 年度の収支精算書は支出内訳までの記載となっており、事後評価としての検証までは行われていない。

「金沢・世界工芸フォーラム」は、平成 22 年度から「金沢・世界工芸トリエンナーレ」として新たに開催が予定されており、現在開催内容等について協議を進めていることとただが、前述した適正な予算の執行、対価としての妥当性の検討及び事後評価の実施の観点からも十分な協議を行うことが望ましい。

(1) 委託業務の概要

委託事業内容は、下記のイベント3点である。

- ①アワード（作品コンテスト及び表彰式）
- ②アフオーラム・セミナー開催
- ③夜塾

「自己表現としてのエレクトロニックアートは、言語を超えて世界へ」をコンセプトとし、マルチメディアの黎明期において、最新のデジタル技術を駆使するメディアについて、様々な分野で活躍する第一線の表現者たちが集い、語り合う試みとして、平成8年度にeAT'97KANAZAWAがスタートした。

当該事業委託は、平成19年度で第12回目ということとなり、平成20年1月25日、26日をメインにeAT'08KANAZAWAが開催されている。

金沢の自然と歴史が育んできた伝統文化に革新の営みを加えていく一つの方策として、その名称「electronic art (芸術) talent (才能)」が示すように、世界からエレクトロニックアートの第一人者を金沢の地に集め、伝統文化の中に最先端の技術や芸術を取り込んでいくことで、新たな芸術、文化、産業を創造し、それを担っていく人材を育成することを目的とする。

プロデューサー制の採用により、毎回新たなテーマのもと、グラフィックデザイン、インダストリアルデザイン、マルチメディアコンテンツ、映画、ゲーム、建築、音楽、教育など、様々な分野からクリエーターを迎えて、常にオリジナリティと最先端の内容を維持する。

開催年	テーマ	プロデューサー
'97(平成8年度)	人、色と形	江並 直美
'98(平成9年度)	イメージ維新、軌跡と未来	萩野 正昭
'99(平成10年度)	深く、越境するアート	山口 裕美
'00(平成11年度)	ムービーウォーズ ...これが映画を変える	掛須 秀一
'01(平成12年度)	Design X RAVE	タナカノリユキ
'02(平成13年度)	音・喰らえ	小野川 浩幸、 池田 洋一郎
'03(平成14年度)	アートはサブバルだ!	河口洋一郎
'04(平成15年度)	映像ビタミんギョキョツ! ～元気になるアート～	中島 信也
'05(平成16年度)	カッコイイ!!がビジネス ～Coolになるアート～	宮田 人司
'06(平成17年度)	ルール	佐藤 卓
'07(平成18年度)	ロマンス*エンジニアリング	土佐 信道
'08(平成19年度)	ガニが産業って寿?	しりあがり寿

eAT独自のスタイルとして、全国的にもユニークな夜塾は、ゲスト講師と一般参加者が、膝を交えて直接対話ができる、他にはないコミュニケーションの場であり、古くから「金沢の奥座敷」として竹久夢二など多くの文化人にも親しまれてきた湯涌温泉を会場に夜を徹して議論を行うものである。

(2) 業務委託理由について

業務委託理由別分類は「知識・技術の高度化により直営による対応が困難なため」と記載されていたため、内容の詳細についてヒアリングしたところ、下記のようなことである。

「イート金沢実行委員会は、新しいデジタル分野での文化価値を築きあげるため、国内外のクリエーターや学生、IT関連の仕事に携わる人たちの相互交流の場として、金沢を舞台に開かれる表現者の祭典である「eAT KANAZAWA」の実施機関として、コンテンツ産業の第一人者、関係団体、有識者を結集した委員会であり、また、業務の執行を委託する唯一の組織でもあることから、業務の遂行にあたり、最大の効果が期待できるため。」

すなわち、「イート金沢実行委員会」のような専門家集団でなければ最小費用による最大効果は望めないということであった。

以下に、実行委員会組織図概要を示す。

役職	氏名	所属	役割
会長	省略	金沢市長	
副会長	省略	金沢21世紀美術館館長	
副会長	省略	金沢美術工芸大学学長	
顧問	省略	東京大学大学院教授	顧問
委員長	省略	(株)東北新社専務取締役	実行委員長
総合プロデューサー	省略	(有)さるやまハグの助代表	eAT'08 プロデューサー
委員	省略	(株)佐藤卓デザイン事務所代表取締役	グラフィックデザイン
委員	省略	トウキョウトラフィック代表取締役	アート
委員	省略	(株)ゼン代表取締役社長	ソフトウェア開発・音楽版權ビジネス
委員	省略	明和電機代表取締役社長	プロダクトデザイン
委員	省略	(株)東北新社広告制作総括センター 副部長	実行委員長補佐
委員	省略	金沢美術工芸大学教授	

次に、出納整理期間の支払いを示す。

支払日	科目及び内容	金額
4・1	旅費(08名人賞副賞制作打合せに伴う宿泊)	7,875
4・1	委託料(イートデジタル職人工房企画委託費)	49,875
4・3	事務連絡(08名人賞副賞制作打合せに伴う懇談)	30,791
4・7	備品費(ソフト購入費用)	336,000
4・7	委託料(ホームページ更新業務委託料)	687,750
4・10	役務費(為替手数料)	4,095
4・11	備品費(データ蓄積用サーバーの購入)	630,000
4・15	委託料(名人賞制作に関わる支援業務委託)	315,000
4・16	委託料(専用サーバー構築業務委託)	252,000
4・16	印刷製本費(封筒印刷)	59,325
4・16	備品費(会議用テーブル購入)	113,400
5・2	報償費(08名人賞制作支援謝礼)	500,000
5・7	委託料(eAT申請受付管理システム構築業務委託)	1,207,500
5・16	消耗品費(消耗品の購入)	99,852
5・16	消耗品費(消耗品の購入)	80,724
5・16	消耗品費(消耗品の購入)	99,046
5・16	消耗品費(消耗品の購入)	99,792
5・16	委託料(広報用パネル等作成業務委託)	367,500
	合計	4,940,525

なお、普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。(地方自治法第235条の5)、「出納閉鎖」とは、当該年度の現金の移動を一切締め切って元帳を封鎖し、出納を完結させて決算に備えることをいい、その終期である5月31日を出納閉鎖期日と称している。

「出納整理期間」は、本来前会計年度未だに確定した債権債務について、所定の手続きを完了し、現金の未収・未払の整理のみを行うために設けられている期間であって、この期間中に、歳入の調定なり支出負担行為ができきないことはいうまでもない。また、予算の繰越をする場合は、前年度の予算をそのまま執行することは一切認められない(逐条地方自治法松本英昭著)

当該実行委員会の出納整理期間中の支払い内容を吟味すると、すべて平成19年度内に支出負担行為が行われており、あくまで現金の未収・未払の整理を行っているものであり、不正なものはないと判断できるが、翌期以降にわたって使用するであろう消耗品の購入が含まれているほか、eAT申請受付管理システム構築業務委託などは、委託業務の完了日からみても出納整理期間前に支払いはおくべきものであり、「eAT金沢」開催事業委託の受託者であるイー・ポート金沢実行委員会の経理事務については、適宜適切に実施する必要がある。

委員	省略	金沢大学経済学部准教授
委員	省略	陶芸家
委員	省略	専修学校理事長
委員	省略	社団法人石川県情報システム工業会会長
委員	省略	石川県プロダクトデザイン協会委員
委員	省略	金沢工業大学メディア情報学科講師
監事	省略	金沢商工会議所常務理事
監事	省略	金沢市役所会計管理者
相談役8名	省略	協力企業各社代表取締役、大学教授他

上記表のとおり、金沢市長を会長とする、コンテンツ産業の第一人者、関係団体、有識者を結集した委員会であるが、実態は会議体である。

委員会には委託事業の事務を処理するため、事務局が設置され、担当職の職員が事務局の職員を兼務して委託事業の委託費の経理その他の事務を行っていることは、他の実行委員会と同じであり、その委託事業のほとんどが、再委託されることとなることも同様である。

(3) 契約内容について

①委託契約書

委託契約書は、金沢市の標準様式を採用した準委任契約となっている。

②随意契約

実行委員会に対するものであり、事業を開始したときから当実行委員会への随意契約による委託を継続している。

随意契約の理由は、「本事業を企画・運営するスタッフ及びノウハウを擁しており、また、これまでの実績に鑑み、他に事業を適正且つ効率的に執行する団体が見あたらないため」であるが、実行委員会からの一部業務再委託についても、再委託先とほとんど随意契約となっている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額27,000千円に対して、執行残は9,593円であり、ほぼ予算どおりの執行となっている。

産業の活性化や人材育成の底上げにつながっていることについて説明する責任がある。10年以上も行ってきているイベントである以上、それは数字で情報公開される状況が望ましい。

意見

「e A T 金沢」の開催においては、開催内容とともに、その実施効果と費用について、広く市民にわかりやすく情報公開する必要がある。

(7) 再委託の状況について
 金沢市からの委託料約27,000,000円のうち、再委託料は14,579,827円に上り、約53%を占めており、イベント開催関連事業はすべてイベント業者等に対する再委託ということになる。
 ただし、イート金沢実行委員会は、金沢市の委託料だけで運営を行っているわけではなく、協賛金、参加料もあることから、その総予算は、約35,760千円であり、このうち再委託料が占める割合は約41%である。

以下に、再委託されている随意契約を示す。

委託名	契約額(円)	契約方法	契約理由
開催関連印刷物作成及び印刷管理業務委託	761,250	随意契約	当業務は、e A T '08開催に向けた印刷物のデザイン作成及び印刷管理を行うものである。デザイン及び印刷管理を行うには、東京在住の総合プロデューサーとの綿密な打ち合わせを行う必要がある。また、イート金沢の内容や過去の経緯について熟知していなければならない。委託業者は、長年イート金沢に携わり、内容を熟知するとともに、総合プロデューサーとも親交があり、意向に沿った成果物が期待できるため。

(6) 対価としての妥当性について
 イート金沢事業収支予算(積算根拠)を閲覧し、各科目別に単価、参加人数等を吟味し担当課へのヒアリングを実施した結果、再委託に付されているものを除き、各科目別の単価及び参加人数等に、特に異常なものは見られなかった。

ただし、再委託に関するものは、ほとんどが随意契約であり、競争入札に付すことにより明らかなにコストダウンが期待できるものは存在すると推測される。しかし、業務内容が専門的で特殊なものであるため、すべての検証は困難であるが、ホームページ更新委託料について閲覧し、検証した。

下記にホームページ更新委託料の見積書を示す。

ホームページ更新業務委託

(平成20年3月5日から平成20年3月28日まで)

委託金額 687,750円

見積書

単位：円		
	数量	金額
ホームページ更新業務一式	1 式	565,000
申込システム構築費	1 式	90,000
合計		655,000
税込み合計		687,750

上記ホームページ更新業務委託は、随意契約理由として「当業務は、イート金沢のホームページの更新を行う業務である。当ホームページの更新を行うには、これまで開催してきたイート金沢の内容や過去の経緯について熟知し、又、実行委員長や'08総合プロデューサーの意見を取り入れて製作しなければならない。上記業者は長年イート金沢に携わり、内容を熟知するとともに、実行委員長等とも親交があり、本業務の遂行にあたり、最大の効果が期待できる。」としている。

業者から徴収する見積書が業務一式となっており、このような見積書形式では、積算の合理性は検証できない。

また、当該実行委員会に対する会計書類を閲覧したところ、夜塾と呼ばれる催事に対する支出が、温泉旅館の宿泊料金と飲食代金がほとんどであったので、担当課へのヒアリングを実施した。

夜塾とは、金沢在住のアーティスト志望の若者たちと東京のアーティストとの総談会であるが、芸術(アート)に関する素人には、支出の目的や狙いといったものが理解しにくいものであった。

夜塾への一般市民の参加者は有料参加となっており、夜塾の費用については、参加料や企業の協賛金でまかなわれていることから、市の公金から支出が行われているわけではない。

しかし、当該イベントによって発生した経費は、すべて金沢市のアート関連の

<p>08 パンフレット 制作業務委託</p>	<p>1,929,900</p>	<p>随意契約</p>	<p>当業者は、e A T'08 開催に向けたパンフレットの制作及び印刷管理を行うものである。デザイナー及び印刷管理を行うには、東京在住の総合プロデューサーとの綿密な打ち合わせを行う必要がある。また、イート金沢の内容や過去の経緯について熟知していただかなければならない。委託業者は、長年イート金沢に携わり、内容を熟知するとともに、総合プロデューサーとも親交があり、総合プロデューサーの意向に沿った成果物が期待できるため。</p>
<p>ゲストアテンド 関連業務委託</p>	<p>735,000</p>	<p>随意契約</p>	<p>e A T 金沢は、フォーラムやセミナーなど様々なイベントが複合したエレクトロニックアート祭典という専門性の高いイベントである。そのため、東京在住の実行委員長、総合プロデューサーやその他出演者と綿密な連絡調整を行う必要性があり、また、連絡調整を行うにあたっては、イート金沢の内容や過去の経緯を熟知していただかなければならない。委託業者は、長年イート金沢に携わっており、内容を熟知するとともに、実行委員長や総合プロデューサーの意向に沿ったコーディネートが期待できるため。</p>
<p>映像音響制作業務 委託</p>	<p>2,205,000</p>	<p>随意契約</p>	<p>e A T 金沢は、フォーラムやセミナーなど様々なイベントが複合したエレクトロニックアート祭典という専門性の高いイベントである。そのため、過去の開催の一貫性が不可欠であり、また、出演者と映像等についての連絡調整を行うにあたっては、イート金沢の内容や過去の経緯を熟知していただかなければならない。委託業者は、昨年度の映像、音響制作業務を請け負い、優秀な成果を挙げ、一定以上の質が期待できる。また、過去の実績と蓄積されたデータを持っており、招待者との意思疎通や迅速な対応ができるため。</p>
<p>制作・運営業務 委託</p>	<p>1,607,550</p>	<p>随意契約</p>	<p>委託業者は、これまでに e A T の運営業務を手がけ、実績と蓄積されたデータにより優秀な成果を残しており、過去に開催した事業との一貫性と経費の節減が期待できる。また、エレクトロニックアート関連の専門知識と人材データを豊富に有するとともに、昨年の招待者の半数を今年も招待していることから、招待者との円滑な意思疎通を図ることができると期待できる。</p>
<p>会場設置業務委託</p>	<p>1,368,202</p>	<p>随意契約</p>	<p>e A T 金沢は、フォーラムやセミナーなど様々なイベントが複合したエレクトロニックアート祭典という専門性の高いイベントである。そのため、過去の開催の一貫性が不可欠であり、また、招待者の多くは県外に在住しており、開催当日に打ち合わせやリハーサルを行うには、招待者との円滑な意思疎通と迅速な対応が求められる。委託業者は、昨年度の会場設置業務を請け負い、優秀な成果を挙げ、過去の開催との一貫性が期待できる。また、過去の実績と蓄積されたデータを持ち、招待者との意思疎通や迅速な対応ができるため。</p>
<p>アワード関連製作 物制作業務委託</p>	<p>913,500</p>	<p>随意契約</p>	<p>当業者は、アワード作品の公募を行うための印刷物のデザイナー作成及び印刷管理を行うものである。デザイナーを作成するには、東京在住の総合プロデューサーと綿密な打ち合わせを行う必要がある。また、アワードの内容と過去の経緯について熟知していただかなければならない。委託業者は、長年イート金沢の業務に携わっており、内容を熟知するとともに、総合プロデューサーとも親交があり、総合プロデューサーの意向に沿った成果物が期待できるため。</p>

ホームページ更新 業務委託	687,750	随意契約	当業務は、イー・アット金沢のホームページの更新を行う業務である。当ホームページの更新を行うには、これまで開催してきたイー・アット金沢の内容及び過去の経緯について熟知し、また、実行委員長や総合プロデューサーの意見を取り入れて制作しなければならぬ。委託先業者は、長年イー・アット金沢に携わっており、内容を熟知するとともに、実行委員長等とも親交があり、本業務を遂行するにあたり、最大の成果が期待できるため。
eAT 申請受付管理 システム構築業務 委託	1,207,500	随意契約	当業務は、ITビジネスプラザ武蔵内にあるイー・アット金沢発信用のインターネットサーバを活用し、eATに関連する各種チケットや作品応募の受付をインターネットから可能にするためのシステム構築である。委託業者は、ITコーディネーターの資格を有し、IT及び経営の両面に精通しているとともに、ITビジネスプラザ武蔵の入居者であり、稼働後の保守管理が容易であることに併せ、武蔵ビジネススクラブの代表幹事であり、会員を活用した構築を行うことで、eAT金沢が目指す地元IT産業界の人材育成に資するため。
イベント用エコパ ック制作委託	359,100	随意契約	
イベント用ストラ ップ制作委託	409,500	随意契約	
進行用映像制作業 務委託	137,550	随意契約	
記録撮影業務委託	136,500	随意契約	
舞台用備品設置撤 去業務委託	171,150	随意契約	
イー・アットデジタル職 人工房企画委託	49,875	随意契約	
名人賞制作に関わ る支援業務委託	315,000	随意契約	

オープンカレッジ 企画支援業務委託	257,250	随意契約	
公募ガイド誌、新 聞等版下作成業務 委託	231,000	随意契約	
'08 展示用サイン 版下デザイン委託	78,750	随意契約	
'08 記録DVD制 作業務委託	399,000	随意契約	
専用サーバー構築 業務委託	252,000	随意契約	
広報用パネル等作 成業務委託	367,500	随意契約	
合計	14,579,827		

随意契約理由として「イー・アット金沢の内容及び過去の経緯について熟知している。」とか、「過去の開催との一貫性が不可欠である。」と掲げているが、このような理由では、実質的に新規参入者を阻み、競争を阻害することになる。

実行委員会からの再委託はすべて随意契約となっており、ほとんどが実行委員会立上げ年次からの継続となっている。

さらに、随意契約としなければならない理由も乏しく、実行委員会から再委託されている業務のほとんどは「業務に熟知しているから」という理由で、随意契約を継続しているが、設備や機器を使用するサービス業務は、近年ますます経済的・効率的になっており、複数の専門業者が提供するサービスの内容、料金を十分把握して積算に反映できるような措置を講じるべきである。

指摘事項
「eAT金沢」開催事業におけるイー・アット金沢実行委員会が行う再委託業務について、競争入札の導入を進めるとともに、複数業者のサービス内容及び料金を把握して積算に反映できる措置を講ずる必要がある。

(8) 事後評価の実施状況
外部委託した業務については、定期的に効果を検証しなくてはならないと思われるため、モニタリング等を具体的にどのような方法で実施されているのか質問したところ、「モニタリングについては、フォーラム、セミナー参加者へのアンケート

17. 西部共同調理場調理業務等委託

委託業務区分	各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容	学校給食の調理
業務委託理由別分類	特殊技術による運営及び雇用の安定化
款・項・目	教育費・保健体育費・学校給食費
担当課	教育委員会学校教育部教育総務課
委託料	
1. 当初予算計上額	48,600,000円
2. 最終支出額	48,600,000円
委託履行期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
委託事業開始時期	平成11年度
委託契約先名称	シダックスフードサービス株式会社
委託契約先分類	営利法人
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成19年4月より1年契約
再委託の有無	無

一ト調査を実施し、その結果を検証するとともに、実行委員会で討議を行い、内容を見直すとともに、最先端で活躍する方々の話を生で聞く機会を増やす取り組みを行っている。」との回答を得た。

しかし、直近5年度において、外部委託する業務範囲、発注単位、発注方法、単価等の抜本的見直しはなく、前述のとおり、再委託先とその委託業務の内容については継続的なものが多かった。

(1) 委託業務の概要

① 沿革

市は、市立小中学校における給食の調理業務について、昭和47年以降、人件費の削減、業務の効率化を目的に、これまでの自校調理方式から共同調理場方式に転換し、学校給食の調理を順次集約して共同調理場にて行うこととした。

その結果、平成20年8月現在、13共同調理場が稼働しているが、そのうち調理業務を民間委託している共同調理場は、西部共同調理場（金沢市糸田新町、平成11年9月開設）、北部共同調理場（金沢市大浦町、平成15年9月開設）及び東部共同調理場（金沢市田上第五土地区画整理事業14街区、平成19年9月開設）である。

② 現状・内容

西部共同調理場（調理能力5,000～5,400食/日）は、高岡中学校、緑中学校、西南部中学校、額中学校、高尾台中学校、清泉中学校及び泉中学校への給食を提供することを目的に稼働している。

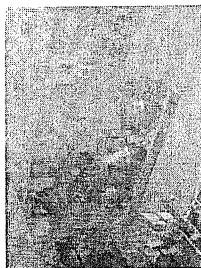
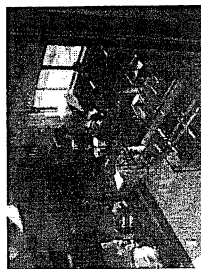
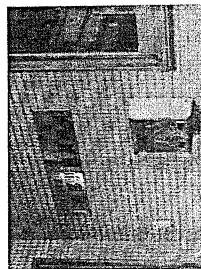
本委託事業の内容は、西部共同調理場における以下の業務などである。

なお、共同調理場内の施設、設備機器、備品等は市が所有しており、使用貸借契約に基づき受託者が無償にて使用することになっている。

給食の調理、配食業務（主食の米飯・パンを除く）

食器、食缶等の洗浄・消毒業務

調理場施設・設備の清掃、消毒及び日点検



(2) 業務委託理由について
業務の効率化と人件費の削減を図ることである。

- (3) 契約内容について
随意契約を実施している。
市は、随意契約の理由として以下のことを挙げている
- ① 特殊技術による運営（調理場運営における衛生管理の徹底が常に万全であること、金沢市の多種多様な献立に対応できる高度な調理技術、ノウハウを有していること）
- ② 雇用の安定化（上記アを実践するには委託業務従事者の雇用の安定化を図

必要がある)

ところで、市は本委託業務について、平成16年度においては、公募型指名競争入札を実施し、A株式会社（東京都調布市）と、平成16年度9月から3月を契約期間として契約を締結しているが、翌平成17年度から平成20年度までの4年間については、同社との間で平成16年度時の入札落札価格にて継続して1年毎に随意契約を締結している。

市は、その理由について本委託事業は、委託業務の特殊性（調理場運営における衛生管理の徹底を常に万全に行わなければならないこと、金沢市の多種多様な献立に対応できる高度な調理技術、ノウハウを有していないなければならないこと）から単年度契約よりも5年程度の継続契約とすることが適する事業であるが、平成16年度の時点では、長期継続契約制度が確立していなかったことから単年度契約するしかなかったため、平成17年度から平成20年度の各委託事業においては、同業者と随意契約を締結してきたとしている。

なお、市では、平成17年3月に金沢市長期継続契約を締結することができ、契約を定める条例が成立し、翌4月から施行されており、金沢市契約規則第25条の2において、給食調理及び給食配送に係る委託契約が、平成18年度より長期継続契約の対象となっている。

しかし、市は、長期継続契約の対象となつてからも、調理食数の変動が予想されることを理由に、長期継続契約方式を採用せず、同社との間で、現在まで随意契約を継続している。

本業務を委託するにあたっては、金沢市契約規則第25条の2に基づき、長期継続契約方式を採用し、同契約を締結することを前提にして、公募型指名競争入札を行うべきであつて、あえて、長期継続契約方式による公募型指名競争入札の実施を回避する特段の合理性は見当たらない。

指摘事項

西部共同調理場調理業務等委託契約については、長期継続契約方式による公募型指名競争入札を実施すべきである。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

予算と実績との乖離はないが、市では、本委託事業について随意契約を締結するにあたって、受託したA株式会社から具体的な費用明細まで記載された見積書までは徴しておらず、同社以外からの見積書も徴していない。

ただし、市では市直営による給食調理経費を参考に経費の積算を行っており、

18. 自転車等の放置防止対策及び手数料徴収業務委託

委託業務区分	各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容	① 自転車等放置禁止区域内における放置自転車等に対する巡回指導 ② 自転車等放置禁止区域外における放置自転車等に対する指導 ③ 放置自転車等の撤去、保管、返還等 ④ 返還手数料の領収 ⑤ 自転車等保管の施設維持及び設備の維持管理
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	総務費・総務管理費・交通対策費
担当課	都市政策局交通政策部歩ける環境推進課
委託料	1. 当初予算計上額 26,243,000円 2. 最終支出額 26,159,434円
委託履行期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
委託事業開始時期	平成15年度以前
委託契約先名称	財団法人金沢まちづくり財団
委託契約先分類	金沢市の外郭団体
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成19年4月より1年契約
再委託の有無	有

毎年業務内容や、物価等を考慮し、予算額を検討してきたため、正確性は確保されているとしている。

(6) 対価としての妥当性について

市は、本委託事業を委託後、A株式会社から、委託業務結果報告書などを徴しているが、それにより、同社が本委託事業により要した実績としての経費明細までは明らかになっていない。

ただし、市では業務結果報告書により、従事人員数や調理食数等は明らかにかにされているほか、毎年度、実地検査を行っていることから、本委託事業の対価としての妥当性は確認されているとしている。

(7) 再委託の状況について
該当なし

(8) 事後評価の実施状況

前述したとおり、委託業務結果報告書の提出を受けているが、本委託事業により要した実績としての経費明細までは明らかにならなっており、事後評価としての検証までは行われていない。

駐車自転車等の移動、自転車保管庫の管理の各業務については、個人財産である自転車等の移転又は処分等公権力の行使が伴う事務であることから、直接行政が実施する性格の業務と考えられる。しかし、当該業務の効率化・適正化を推進していくためには、直接行政が実施するより業務委託することが適当であると考えられる。業務委託する場合には、行政代行的な業務となることから、市民の理解を得るためには、金沢市が出資し、まちづくり事業の推進を目的とする公益法人である財団法人金沢まちづくり財団以外が実施できるものではない。」である。

公共の福祉を阻害している場合に、その排除を目的とする行為が個人財産の処分等公権力の行使に該当するかどうかは判断が難しいが、競争機会の確保の観点から、当該委託業務については競争入札を実施すべきである。

指摘事項
自転車等の放置防止対策及び手数料徴収業務委託においては、競争機会の確保の観点から、競争入札を実施すべきである。

- (4) 入札について
 該当なし
- (5) 予算の正確性の検証
 前年度実績や新年度業務内容・時間を基に積算を実施しており、問題はない。
- (6) 対価としての妥当性について
 ①過去3年間の委託料の推移表

単位：円

受託者名	平成17年	平成18年度	平成19年度
(財)金沢まちづくり財団	26,157,161	25,110,520	26,159,434

委託料は、受託者の支出金総額と合致しており、問題はない。

単位：円

②過去3年間の受託者の支出の推移表

支出項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
給料手当	7,196,589	7,137,708	9,200,662
福利厚生費	1,043,257	999,116	1,308,032
消耗品費	234,906	78,320	71,165
消耗什器備品費	0	0	4,950
通信運搬費	158,777	170,008	316,830
租税公課	433,263	428,618	547,373
保険料	0	0	0
雑費	0	0	7,347

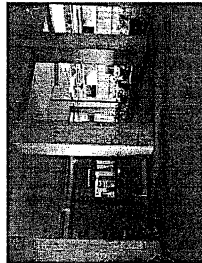
(1) 委託業務の概要

①沿革
 事業の開始年月：平成6年12月
 委託事業化の開始年月：平成6年12月
 当該事業は、金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例に基づき、金沢市内の公共の場所における自転車及び原動機付き自転車の放置を防止することにより、道路、駅前広場その他公共の用に供する場所の良好な環境を確保、機能の低下を防止し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的に行うものである。

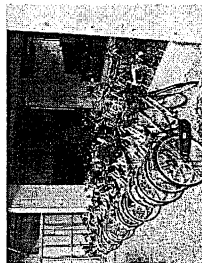
②現状・内容
 業務の内容は、自転車等放置禁止区域7区域における放置自転車等に対する巡回指導を行うこと、自転車等放置禁止区域以外の公共の場所における放置自転車等に対し、適宜指導を行うこと、放置自転車等を撤去、保管、返還し、自転車等保管台帳に記録をつけること、保管自転車等の返還を行う場合は、金沢市自転車等返還手数料の徴収委託に係る業務取扱要領に基づき返還手数料を領収することなどである。



自転車保管庫の入り口



返還事務の事務所



自転車保管庫内

- (2) 業務委託理由について
 ①政策目的：新金沢市総合交通計画による事業である。
 世界都市金沢にふさわしい交通体制を構築することを目的とする。
- ②事業目的：歩行者等の通行妨害及び周辺の景観妨害の原因となる路上放置自転車等の台数を減少させる。
- ③委託事業化した目的：業務の効率化及び人件費等その他経費の削減
 委託の理由に関して、合理的であると判断した。また、委託経費のうち大きなウエイトを占める業務員の時間単価は低く設定されており、経費節減が図られると判断できる。
- (3) 契約内容について
 随意契約を実施している。
 随意契約の理由として、市の見解は、「放置自転車等の指導・撤去、駐輪場長期

光熱水費	201,475	186,000	185,052
修繕費	441,000	22,596	71,492
印刷製本費	590,312	200,702	144,900
賃借料	1,005,480	1,006,624	796,897
燃料費	212,224	241,551	237,210
委託費	14,639,878	14,639,277	13,267,524
負担金	0	0	0

支出項目は主に委託費で構成される。その委託費の内訳を以下に記載する。
委託費の内訳

支出項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
放置自転車等撤去・返還業務	5,832,680	5,849,326	5,266,716
放置防止指導業務	8,648,198	8,648,951	7,859,808
廃棄物処理業務	33,000	15,000	15,000
放置自転車等管理システム保守	126,000	126,000	126,000
委託費合計	14,639,878	14,639,277	13,267,524

上記、支出項目は、委託業務の人員配置に関連している。
人員配置状況は以下のとおりである。

放置自転車等撤去・返還業務

区分	勤務時間	人数
自転車等撤去業務	9:00から12:00 13:00から16:00 ※土祝・年末年始は配置しない。	2
保管庫返還業務	10:00から12:00 13:00から19:00 ※土祝・年末年始は配置しない。	1

返還手数料

区分	返還手数料
自転車	1,500円
原動機付自転車	3,000円

金沢市自転車等の駐輪対策及び放置防止に関する条例第10条別表の返還手数料の水準は、返還業務コストと比例関係にあるべきである。返還業務全体に要するコストと想定返還自転車等の台数から適正な水準を検討する必要がある。

意見

放置自転車等の返還手数料においては、返還業務全体に要するコストと想定返還自転車等の台数を踏まえ、適正な水準を検討する必要がある。

放置自転車等の返還費用が発生するのは、路上等に放置された自転車等を返還する場合が対象となる。

しかし、自転車等駐車場に駐車し、長期間経過したのも、路上等に放置された自転車等と同様に、保管庫に移動及び保管される。

移動及び保管には、コストが生じており、現在、無料で返還していることに合理的な理由はない。返還手数料を徴収すべきであると考ええる。

意見

自転車等駐車場に長期間駐車し、保管庫に移動された自転車等については、現在、無料で返還されているが、返還手数料の徴収について検討する必要がある。

放置防止指導業務

区分	勤務時間 (年末年始等は配置しない)	人数
金沢駅前	7:00から11:00 16:00から19:00	1
香林坊・堅町地区	8:00から11:00 17:00から19:30	1
東金沢駅前	7:00から9:00	1
西金沢駅前	7:00から9:00	1
片町地区	7:30から9:00 17:00から19:00	1
森本駅前	7:00から9:00	1

上記、勤務時間は、金沢市と受託者との仕様書において、決定されているものである。なお、勤務除外日として、年末年始等が規定されている。

現在の業務内容に変更がなければ、委託料の低減は、十分に達成されていると判断できる。今後も、コスト面を含めた効率的な管理に努めてほしい。

(7) 再委託の状況について

放置自転車等撤去・放置防止指導業務及び放置自転車等返還業務を、(社)金沢市シルバー人材センターに再委託していることについて、市の見解は「経費節減及び高齢者雇用促進を図るためであり問題はない。」というものである。

再委託業務は業務時間に単価を乗じて算出したもので、その時間単価が低く設定されていることから、経費節減が図られていると判断できる。

(8) 事後評価の実施状況

市の見解は、「金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例第4条の啓発活動として、指導員が自転車等放置禁止区域内を巡回し、放置又は放置しようとする自転車等利用者に対し、指導している。また、放置禁止区域外の公共の場所においても、同様に適宜指導している。平成19年度実績では、2,082件の指導を実施しており、近年、撤去台数も減少していることから、放置自転車等の抑制